

別 紙

1 対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1 k m程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一工事箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。ただし、地区の状況等により、点在範囲の条件がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。

2 工事箇所の設定方法及び積算方法

施工箇所が点在する工事箇所について、施工箇所の点在範囲が1 k m程度を超えない回数を限度に工事箇所を細分化し、細分化した工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出することができることとする。

ただし、次表の工種別経費加算率算出式一覧表に示す工種においては、細分化した工事箇所数から加算率算出式で求めた率により共通仮設費及び現場管理費を加算することができることとする。また、地区の状況等により、工事箇所の設定がこれによりがたい場合は、個別に考慮することができる。

工種別経費加算率算出式一覧表

工種	共通仮設費加算率算出式	現場管理費加算率算出式
ほ場整備工事	$3.55 \times \log(x) - 0.200$	$9.23 \times \log(x) - 0.400$
農用地造成工事	$4.24 \times \log(x) - 0.240$	$2.37 \times \log(x) - 0.030$
舗装工事	$6.58 \times \log(x) - 0.410$	$13.11 \times \log(x) - 0.450$
道路改良工事	$2.51 \times \log(x) - 0.060$	$3.63 \times \log(x) + 0.030$
水路トンネル工事	$7.93 \times \log(x) - 0.620$	$3.62 \times \log(x) - 0.070$
水路工事	$3.11 \times \log(x) - 0.160$	$13.33 \times \log(x) - 0.850$
排水路工事	$3.39 \times \log(x) - 0.180$	$5.21 \times \log(x) - 0.160$
河川工事	$4.46 \times \log(x) - 0.250$	$16.57 \times \log(x) - 0.770$
管水路工事	$3.97 \times \log(x) - 0.240$	$4.05 \times \log(x) - 0.110$
管更生工事	$4.18 \times \log(x) - 0.280$	$7.26 \times \log(x) - 0.070$
畑かん施設工事	$2.69 \times \log(x) - 0.110$	$6.79 \times \log(x) - 0.270$
海岸工事	$5.30 \times \log(x) - 0.350$	$4.60 \times \log(x) - 0.010$
コンクリート補修工事	$3.35 \times \log(x) - 0.200$	$7.51 \times \log(x) - 0.310$
ため池工事	$2.09 \times \log(x) - 0.060$	$7.87 \times \log(x) - 0.290$
その他土木工事（1）	$6.23 \times \log(x) - 0.460$	$8.39 \times \log(x) - 0.350$
その他土木工事（2）	$4.05 \times \log(x) - 0.220$	$5.08 \times \log(x) - 0.140$
鋼橋架設工事	$22.53 \times \log(x) - 2.490$	$10.41 \times \log(x) - 0.130$

Y：共通仮設費加算率、現場管理費加算率（％）

x：施工箇所の点在範囲1 k m分割数（ $x \geq 2$ ）

（注）Yの値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

共通仮設費加算額の算出は次式による。

共通仮設費加算額＝共通仮設費率対象金額×（共通仮設費加算率×施工地域を考慮した補正係数）

ただし、現場管理費及び一般管理費の対象金額から除くものとする。

現場管理費加算額の算出は次式による。

現場管理費加算額＝現場管理費率対象金額×（現場管理費加算率×施工地域を考慮した補正係数）

ただし、一般管理費の対象金額から除くものとする。

3 主な手続き

- （１）入札公告及び入札説明書に本試行の運用の入札公告及び入札説明書記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載し、周知するものとする。
- （２）特記仕様書に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

4 適用年月日

	対象工事	対象外工事
積算基準日	令和８年（２０２６年）７月２２日以降	令和８年（２０２６年）９月２４日以降

※最新設計単価を適用した設計金額等の取扱いについて（令和２年１２月２３日付け事調第１２０３号）に係る対象工事及び対象外工事

主査（事業契約）
設計積算係